

# 私立幼稚園をご利用の保護者の皆様へ

(食材料費 (副食費) 支給のご案内)

私立幼稚園 (新制度未移行) の無償化の支給を受けている保護者が、所得基準又は多子基準に該当する場合、副食費の全部又は一部が助成される制度です。

## ◇対象者

### 【年収 360 万円未満相当 (町民税所得割額 77, 101 円未満) 世帯】

年収 360 万円未満相当 (町民税所得割額 77, 101 円未満) 世帯の副食費について、月額 4, 500 円を上限として、副食費相当額を支給します。

※町民税所得割額は、住宅ローン控除・寄付金控除・配当控除等を適用する前の金額で判定します。

### 【多子世帯】

所得階層にかかわらず、第 3 子以降の子どもの副食費について、月額 4, 500 円を上限として、副食費相当額を支給します。

※第 3 子のカウント方法は、小学校第 3 年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第 3 子以降となる児童が対象です。(小学校 4 年生以上はカウントしません。)

## ◇手続き方法

保護者の判断において、該当する可能性があると考える場合に申請を行います。申請を受け付けた方のみ判定を行うため、申請をしなければ支給されません。

提出書類：「副食費の施設による徴収に係る補足給付交付申請書」及び領収書 (副食材料費がわかるもの)

※ 4 月分から 8 月分を申請される方で前々年度の 1 日 1 日に蟹江町に住民票のない方は前年度分、9 月分から 3 月分を申請される方で前年度の年 1 月 1 日に蟹江町に住民票のない方は当年度分の保護者の方の課税証明書が必要となります。)

提出先：私立幼稚園

提出期限：私立幼稚園の定める日まで

## ◇支給スケジュール (予定)

利用月	申請書類提出目安	支給日
4 月から 6 月分	7 月中旬	8 月末
7 月から 9 月分	10 月中旬	11 月末
10 月分から 12 月分	1 月中旬	2 月末
1 月分から 3 月分	4 月中旬	5 月末

## ◇支給方法

償還払いにて、蟹江町役場から保護者へ支給します。(保護者は、全額を幼稚園へ支払っていたとき、申請手続き後、認定された金額が保護者へ口座振込されます。)

## 【重要】

1. 申請を受け付けた方のみ判定及び支給を行うため、ご自身が該当する可能性があると思われる方は申請を幼稚園経由で行ってください。
2. 無償化の支給を受けている方も、その申請とは別に毎年度、本申請をする必要があります。
3. 支給方法は自治体ごとに定められており、保護者が選ぶことはできません。
4. 認定、支給にあたり、官公署、施設等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めています。
5. 支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ情報を提供することがあります。
6. 所得基準については、4 月から 8 月分までは前年度、9 月から 3 月分までは当年度の所得で判定します。よって、4 月に支給対象となる方が 9 月には支給対象外になる、もしくは 4 月に支給対象外となる方が 9 月に支給対象となる場合があります。